一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県米沢市大字大平字温海二　八二一の二、八二二の二、字温海一　八二三から八二五まで、八二七から八四〇まで、大字大沢字蛭沢九六九の一〇
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県米沢市大字大小屋字次郎子沢一三四三の三から一三四三の六まで、一三四三の八から一三四三の一六まで、字大散六　一二四〇、一二四九の一、大字大沢字冷水沢八四八の四七、大字関字芳谷地三九七四の一から三九七四の三まで、字大矢櫃三九七五、字小矢櫃三九七六の一、三九七六の二、字桂林三九九四、字合沢三九一七の一から三九一七の一五まで、字伊羅沢三九一八の一、三九一八の二、三九一九の一、三九一九の二、字戸立沢三九二三の一、三九二三の二、字小会沢三九七三、字無名沢三九八一・字長塚沢三九八二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字滑沢三九二〇、字関森沢三九二一の一
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十四年六月十五日
農林水産大臣　郡司　彰
一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
いわき市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　干害の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十四年六月十五日
農林水産大臣　郡司　彰
一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県二本松市吉倉字山神ノ山八〇の一、字金山ノ山八一の一、字鳥ノ巣八二の一から八二の三まで、八二の一五、字高日向一の二から一の四まで、一の八、字南沢一の一、二の一、二の一二、二の一三、字水落三の一、四の一、四の五、五の一、五の三、五の一二、字家老山一、三、四、字長窪一から四まで
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県二本松市渋川字小屋向二
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字小屋向二（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び二本松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十四年六月十五日
農林水産大臣　郡司　彰
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県東白川郡塙町大字台宿字関沢一七四、一九三から一九五まで、一九八、二一七、字滝沢三〇、四〇の二、字中稲沢三六七の一、大字伊香字小赤沢一の一、一の三、二、字南沢六の九、六の一一から六の一七まで、六の一九から六の三六まで、六の六八
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十四年六月十五日
農林水産大臣　郡司　彰
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県いわき市内郷高野町三大明神下一の一、一の二、一の四、一の五、一の七、一の九、一の一一、二の一から二の七九まで、椚合六七の一から六七の五まで、六七の八、川平七五の一、七五の三、七五の四、七五の七
二　保安林として指定された目的　水源のかん養